

○五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例

平成17年9月22日条例第14号

改正

平成20年12月11日条例第28号
平成27年12月21日条例第37号
平成29年9月20日条例第16号
平成30年12月13日条例第30号
平成31年3月15日条例第4号
令和元年12月11日条例第18号
令和3年12月8日条例第34号
令和6年3月19日条例第9号
令和7年9月4日条例第27号

五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設（法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を行わせることに關し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者に管理を行わせることができる公の施設）

第2条 町長又は教育委員会（以下「町長等」という。）は、指定管理者に別表に掲げる公の施設の管理を行わせることができる。

（公募）

第3条 町長等は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、施設の概要、申請の方法その他の規則又は教育委員会規則（以下「規則等」という。）で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織は、応募できないものとする。

（選定基準）

第4条 町長等は、指定管理者の指定の申請があったときは、次に掲げる基準に照らして総合的に審査し、適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- （1）利用者の平等な利用を確保することができること。
- （2）当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができること。
- （3）当該申請に係る事業計画に沿った管理を適正かつ確実に行う能力を有していること。
- （4）その他町長等が定める基準

（選定の特例）

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定にかかわらず、町長等が定める団体を指定管理者の候補者とすることができる。

- （1）指定管理者の指定の申請がなかったとき、又は前条の審査の結果、指定管理者の候補者として適当と認める団体がなかったとき。
- （2）指定管理者が法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消されたとき。
- （3）その他町長等が当該公の施設の適正な管理を確保するため特に必要と認めるとき。

（管理の基準及び業務の範囲）

第6条 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲は、公の施設の適正な管理が確保されるよう、次に掲げる事項を当該公の施設の管理に関する事項を定める条例等で定める。

- （1）開館時間、休館日等利用者に供するための基本的事項
- （2）利用を制限する場合の要件
- （3）指定管理者が行う権限の範囲
- （4）その他指定管理者が行う公の施設の管理に關し必要な事項

（委任）

第7条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（五戸町情報公開条例の一部改正）

2 五戸町情報公開条例（平成14年五戸町条例第26号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（五戸町個人情報保護条例の一部改正）

3 五戸町個人情報保護条例（平成16年五戸町条例第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成20年12月11日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月21日条例第37号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月20日条例第16号)

この条例は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成29年10月5日から施行する。

附 則(平成30年12月13日条例第30号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月15日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(倉石ふれあい体験の郷の設置及び管理に関する条例の廃止)

- 2 倉石ふれあい体験の郷の設置及び管理に関する条例(平成16年五戸町条例第32号)は、廃止する。

附 則(令和元年12月11日条例第18号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月8日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月19日条例第9号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年9月4日条例第27号)

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

別表

項番	施設名
1	豊間内地区コミュニティセンター
2	五戸町保健福祉センター
3	五戸町社会福祉センター
4	小渡平公園
5	ひばり野公園
6	五戸町屋内トレーニングセンター 五戸ドーム
7	ひばり野スポーツ交流センター
8	倉石スポーツセンター
9	五戸町営牧場
10	ごのへ郷土館
11	五戸町斎場
12	石沢駒踊伝承館
13	歴史みらいパーク
